

権利擁護部会の開催概要

(令和 6 年度第 2 回権利擁護部会)

開催日：令和 7 年 1 月 8 日（水） 10：00～12：00

開催場所：かながわ県民センター12 階 第 1 会議室

出欠状況：出席 10 名（委員 9 名 アドバイザー 1 名）欠席 0 名

1. 開会

令和 6 年 7 月 1 日付政令市梓委員改選にともない委員に就任した相模原市
委員紹介

2. 議題

(1) 令和 5 年度県内障がい者虐待対応状況調査報告（および関係機関における
対応状況）

- ・障害福祉課および県障害サービス課から記者発表資料に基づき説明した。
- ・労働局より、厚生労働省発表の「令和 5 年度の利用者による障害者虐待の状況等」によると虐待認定数は増加傾向、と報告があった。
- ・児童相談所より、障害児支援について、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づき、児童本人の意向を反映した児童期から成人期への移行支援を実施している、また障害児入所施設に入所している児童向けに子どもの権利ノートを作成し活用しているとの報告があった。
- ・相模原市・平塚市・大井町より、令和 5 年度の各自治体での障害者虐待対応状況の報告があった。

(2) 令和 6 年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

- ・県障害福祉課および公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（以下、振興会）から、実施状況等を報告した。本研修は県障害福祉課が、振興会に事業委託して実施している。例年、厚生労働省が実施する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に県職員および委託事業者職員等が参加し、その研修内容を踏まえて「市町村虐待防止センター担当職員等コース」、「障害福祉施設設置者・管理者等コース」「障害者虐待防止マネージャーコース」の 3 コースの研修会を開催している。令和 6 年度は、県独自のコンテンツとして、「意思決定支援」「利用者による障害者虐待」にかかる講義を本研修に組み込んでいる。

また、本研修修了者には所属での伝達研修を求めており、伝達研修終了後、報告書を県障害福祉課に提出することを求めている。

- ・令和6年度は11月から12月にかけて実施し、多くの自治体職員、事業所職員に参加していただいた。しかし、研修会当日に欠席となるケースも散見されたため、次年度以降、研修申し込み者に確実に参加をしていただく仕組みの構築を検討する必要がある。

(3) 神奈川県障害者差別解消支援地域協議会・神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の開催報告について（および関係機関における協議会等の実施状況）

- ・県障害福祉課から令和6年9月20日に開催された協議会および調整委員会の実施結果の報告を行った。
- ・平塚市は、湘南西部障害保健福祉圏域内の3市2町と共同で湘南西部障害保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会協議会を設置し、年2回開催している。
- ・相模原市は、障害者差別解消支援地域協議会を年1回程度実施している。
- ・大井町は、足柄上地区1市5町で障害者自立支援協議会を運営している。その協議会の中で権利擁護部会を開催している。

(4) 神奈川県障害者自立支援協議会の要綱改正について

- ・県障害福祉課から改正点について説明した。

(5) その他（次回開催予定時期等）

- ・次回、令和7年度神奈川県障害者自立支援協議会第1回権利擁護部会は令和7年6月頃の開催を予定している。